

弁護団通信 第9号

東京都台東区上野 3-28-4 スカイハイツ 504 号
電話 03-5812-4671 FAX 03-5812-4679

福島原発被害弁護団
通信責任者
弁護団事務局長 弁護士 笹山 尚人

目次	1	いわき訴訟期日（5月21日）のご報告
	1-2	避難者訴訟期日（6月18日）のご報告
	2-4	「原発と人権」集会フィールドワークのご報告
	4	陳述書作成・現地の写真撮影報告書の作成のご協力を

いわき訴訟第5回裁判

（5月21日）のご報告

更新弁論

いわき訴訟第5回裁判では、原告側からは2通の準備書面（準備書面13、14）を提出しました。主に被告東電と被告国の責任に関する書面です。貞観津波の知見によって、被告らが本件発生に至る津波を予測できたこと、被告国が規制権限の不行使を行ったことについて述べました。

この日の法廷のハイライトは、「更新弁論」でした。

今年の4月から裁判官が転勤によって一人交代しました。このような裁判官交代の際には、新しい裁判官に、これまでどのような裁判をしてきたのか、言い分の要点は何か、どんなことに気を付けてこの裁判に臨んでほしいか等について、裁判所に向かって代理人を中心に口頭で弁論するのが「更新弁論」です。

今回、更新弁論として、鳥飼康二弁護士がいわき市民の被害について、高橋力弁護士が被告東電と被告国が事故を予想できたのに、事故を回避する措置をしてこなかった責任について述べ、笹山からは本件の進行について意見を述べました。

更新弁論としては、原告団長の伊東達也さんが口頭で弁論をしました。伊東団長は、この間、822名の原告のうち12名の原告が意見を述べてきたこと、それぞれがどんな意見であったかを紹介しながら、いわき市民の切なる願いを陳述しました。実に感動的な陳述でした。



避難者訴訟第4次提訴と第3次提訴までの併合

また、この日、避難者訴訟では、原告119名（35世帯）の第2陣第2次提訴が行われました。このうち川俣町山木屋地区住民が108名を占めます。東京電力に対し、避難慰謝料、ふるさと喪失慰謝料、自宅不動産の喪失についての賠償を求める訴訟です。

第3次提訴までの原告とあわせて、避難者訴訟原告団は、473名の原告団となりました。

一方、平成25年12月26日に提訴した第3次提訴の原告団は、裁判所の決定により、第2次提訴までの原告団と同時に審理されることになりました。そのため、6月18日の避難者訴訟は、第3次提訴原告にとっては、初回の裁判の日となりました。

避難者訴訟第5回裁判

（6月18日）のご報告

この日の裁判は、2時間を優に超える裁判でした。

第2次提訴までの原告お二人が、ご自分の受けた被害について実態を述べました。また、第3次提訴となった、原告のうち、川俣町山木屋地区を代表した原告菅野清一さんの意見陳述がありました。そのほか、更新弁論を2名、第3次提訴の意義について、第3次提訴に伴い山木屋地区の現地見分を求めること、今後の進行についてと5名の代理人弁護士も意見を述べました。ここまでで1時間45分を要しました。

裁判官とのバトル

しかし、バトルは、そのあと待っていました。裁判官が私たちの主張に対して、疑問を呈する意見を述べ

始めたのです。

裁判長と、原告代理人の米倉勉弁護士、小野寺利孝弁護士との間で、激しい応酬が行われました。その要旨について、以下で紹介します。

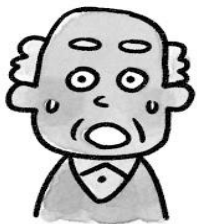
裁判長「避難慰謝料とふるさと喪失の慰謝料についてだが。（私たちは、避難をしていることの苦痛として原告一人月額50万円、ふるさとを喪失してしまったことの慰謝料として原告一人2000万円の請求をしている。）原告の請求内容は、共通した点の一部請求であるという、質的な区切り方をしている。この請求で請求されている部分とされていない部分との区別基準はどこにあるのか？」

米倉弁護士「区別基準と言われても…。」

裁判長「2000万円は、どんな人でも最低それだけの損害という金額の問題か？」

米倉弁護士「質が同じということでもある。

「ふるさと喪失」という点の質が同じ。」



裁判長「原告代理人の言っていることがよくわからない。人によって事情は違うではないか。原告全員に共通する事実は何があるのか。」

米倉弁護士「裁判長が何を言っているのかわからない。ふるさとがあり、そこから避難を余儀なくされ、そこにもう戻ることはできない。私たちは、その総体を被害だと言っている。そしてそれは現地を見ないとわからないと言っている。」

—このとき、傍聴席から、「そうだ！」とか、「何を言っているのか裁判所は！」などの発言がとんだ。—

裁判長「不規則発言は止めてください！」

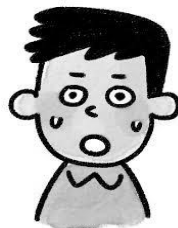
小野寺弁護士「原告たちにはそれぞれコミュニティーがあった、そこから避難を余儀なくされた、そうした被害の実相を見てくれ、と言っている。」

裁判長「被害の実相を見てくれでは抽象的に過ぎるではないか。今までどこに住んでいて、避難を余儀なくされた。もう帰れない。それだけの事実の判断でよいのか。2000万円という線引きは何によってなされた

のか。その線引きの基準となる、基準評価の基礎となる事実があるでしょう。」

米倉弁護士「裁判所が、私たちの言ってきたことをそのように理解しているということを知って、私たちは実に悲しく、残念に感じている。例えば、交通事故の被害者にもいろいろな人がいる。事故によって失ったものは人によって違う。経営者もいれば、主婦もいる。人によって、損害の金額の考えもいろいろで100万という人もいれば、50万という人もいるだろう。しかし、裁判所が入院慰謝料として、判決で出す慰謝料の金額は、赤い本を基準にして月額35万円ではないか。この35万円と、人によって異なる考えの50万円とか100万円の場合とか、そのそれぞれとの差額について線を引くにあたり、どのような基準があるというのか。基準はないではないか。それと同じである。」

*「赤い本」とは、弁護士や裁判所が使う交通事故事例を集めた実務の本）。



裁判官たちは、このとき「合議する」（3名で話し合うということ）とっていったん引込みました。



最終的に、裁判所は、「裁判所の疑問に対し原告側から文書で説明をするように」という打診がありました。小野寺弁護士から、「裁判所の疑問は誤解のないよう、文書で提示してくれ」と打診をしました。

「原発と人権」集会フィールドワーク (フクシマ現地調査)のご報告

相馬コース

～福島第一原発を北側から見て～

4月5日から7日まで、「原発と人権」集会に引き続いて、フクシマ現地調査実行委員会主催の現地調査に参加しました。

「相馬コース」の参加者は55名と多かったので、

大型バスとマイクロバスの2台のバスによる移動となりました。北は北海道から南は九州まで全国各地から馳せ参じた様々な分野の活動家をはじめ、法学界のお歴々（牛山積、磯野弥生、大久保規子、大坂恵里の各先生）の姿も見られました。

南相馬市、浪江町、飯館村などの高濃度の放射能汚染地をバスで巡りながら、周辺の惨状を目の当たりにしました。参加者の中に線量計を持参していた人が何人かいたので、移動中のバスの中でも線量計がかなりの高値を示していることが分かりました。

相馬市の浜通り農民連の事務所では、米の全袋検査用機器を備えて地元産農産物を丁寧に検査して出荷しつつ、太陽光発電装置を設置して原発に代わる自然エネルギー源を追求しているという話は印象的でした。南相馬市庁舎では桜井市長からは避難指示区域の再生に向けて国の政策にいかに関わり込むかという話も聞けました。

何と言っても強いショックを受けたのは、浪江町の請戸地区の海岸に近い被災現場でした。津波で打ち上げられた船や倒れた家屋があちこちに散在し、ほとんど被災時のままに放置されていて、未だに全く手が付けられないような惨状を目の前にしました。津波被害だけだったら、疾うに復興が進んでいたのに、と思わざるを得ませんでした。

そして、バスで福島第一原発に北側から最接近できる地点まで行き、全員がバスから降りて、第一原発の煙突群をじっくり眺めました。福島原発を廃炉にし、そして、原発のない社会をめざさなければならない。



誰の目からも、その決意がうかがわれました。

ホテルでの夕食交流会や移動中のバスの中での一人ひとりの発言や感想を聞きながら、原発問題の運動を全国に広げるうえでフクシマ現地調査がいかに重要であるかを思い知りました。そして、現地調査こそは、松川事件以来、運動の原点になってきたという意味を改めて確認できました。

次の現地調査にはできるだけ多くの人に参加を呼び掛けたいと思います。（弁護士 鈴木堯博）

いわきコース

私はいわきコースに参加しました。私にとっては初めてのいわき市でしたが、驚きと衝撃で苦しくなる情景を目にしました。

ここではその一端を述べることにします。

第1の衝撃は、3年前の地震と津波で流され、破壊された家や街並みの残骸を、当時のままの状態での目で見たことです。壊れた家屋や店舗の片付けも、家の中に飛び込んだままの車も取り出せないのです。私は、2年半ほど前に仙台に行って災害地を見て回ったことがあります。そこではまだ多くの残骸が残ってはいましたが、かなり片付けられていました。それでも地震のすさまじさと、津波の巨大さを痛感したのですが、今度の調査で見た衝撃はそれとは比べものにならない大きなものでした。阪神淡路大震災の時も1月くらい後に神戸市に行き、市役所のビルの一階が完全に崩れてペシャンコになり、2階が1階になっているところなどを見て驚いたものでしたが、今度の震災は地震と津波のうえに、福島では原子力発電所の災害が重なり、その状態は言葉に出来ないものでした。全て放射線のためです。こんな酷い話はありません。

第2の衝撃は、同行の誰かがゴースト・タウンと言っていたのですが、家も街並みもそのまま残っているのに、人っ子1人いない、文字通り死の街のようになっているところを目の当たりにしたことです。誰も住んではいけない街、片付けることも出来ない街。新開地で出来たばかりの住宅街に人がいない、住むことが出来ない街を本当にこの目で見たのです。まだ除染も出来ず

、荒れ果てたままの地域が広く続いているのに誰もいないのを見ると驚きよりも怒りがこみ上げてきました。しかも新築の家のローンは支払われていない。どうすればいいのだ。こんな思いが強くなる一日でした。



東日本大震災後、多くの本を読んだり、テレビや報道の記録などを見ましたが、そのどれよりもこの目で見た情景は心にしみこみました。何とかしてこの目で見た状況をビデオに撮り、適切な解説を付けて多くの人に見てもらえたらと思います。それが現地調査に行けない多くの人の心にしみ込んだなら、復興への動きも、原発反対への共同も一層強くなるのではないかと思います。(弁護士 松岡肇)

陳述書作成・現地の写真撮影 報告書の作成のご協力を

避難者訴訟第5回裁判の裁判長と原告代理人弁護士とのやりとりにあるように、裁判長は、私たちの、「ふるさとに二度と帰れなくなり、ふるさとを喪失した苦しみ」という被害について、疑問を感じている様子です。

これは、現地を見聞する「検証」を実施すれば解消する疑問であるとは思われますが、裁判所は「検証」を容易に実行する構えを見せません。

私たちとしては、検証の採用を引き続き裁判所に迫るとともに、原告の皆さんの苦しみを裁判所にわかっもらうため、各原告のみなさんの被害の立証を進め

る必要があると考えています。

そこで、陳述書、写真撮影報告書の作成にご協力ください。

陳述書とは、原告のみなさんそれぞれの、今回の事故によって受けた被害に関する事実を、ストーリーにまとめて論述する証拠書面です。これはみなさんのお話を聞いて、弁護士がまとめ、それをみなさんそれぞれに確認してもらい、最後に署名押印をしていただいて完成します。完成した書面は証拠として裁判所に提出します。

一方、写真撮影報告書とは、文字通り、「写真」を撮影して、写真を添付して、その内容を報告する証拠書面です。この書面では、みなさんそれぞれの元のご自宅の様子、現在の生活の様子などを写真におさめて、故郷の喪失をビジュアル的に理解してもらうための証拠です。

これらの作成作業をするためには、原告のみなさんの元の自宅及び現在の避難先の住居を、担当弁護士が訪問して話を聞かせてもらうことが必要です。弁護団は、各担当弁護士による訪問を、本年7月から8月の期間にかけて行う予定です。

詳しい段取りは担当弁護士から連絡しますが、担当弁護士と相談のうえ、決めていただきます。

避難者訴訟の原告のみなさん。いつまでも裁判所が、みなさんの被害について、「わからない、わからない」と言っているようでは完全なる賠償は実現しません。それには、裁判所を説得するだけの、具体的事実の素材が必要です。「私たちはこれだけの被害を受けているんだ！これでもわからないと言うのか！」という事実を積み上げていきたいと考えています。

ご多用かとは思いますが、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。(弁護士 笹山尚人)

